

地域で防ごう！児童虐待

本来子を守るべき親からの虐待行為によって、子の尊い命が奪われるという悲しい事件が後を絶ちません。

平成12年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」では、第6条において、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに福祉事務所・児童相談所に通告しなければならないとされており、発見者の通告が義務化されています。

保護者から次のような虐待行為を受けたと疑われる18歳未満の児童を発見したら、躊躇せず直接関係機関に通告するか、地域の民生児童委員さんや学校に相談しましょう。通告者の秘密は守られます。



児童虐待の定義

- 1 身体への暴行
- 2 児童へのわいせつ行為と、わいせつ行為をさせること
- 3 心身の正常な発達を妨げる減食・長時間の放置
- 4 保護者以外の同居人による前記の行為と、その行為を保護者が放置すること
- 5 著しい暴言・拒絶的対応・著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

地域全体で子どもを見守っていきましょう！

通告・相談は

大村市こどもセンター（☎54-9100）
こども家庭課子ども家庭支援グループへ

子ども科学館教室

※開催場所：市街地複合ビル(旧浜屋)5階
子ども科学館です。

開催日	教室名	時間
11日(土)	ミニ実験教室	10:30～
12日(日)	木工教室 ※4年生以上 先着10名	10:00～
18日(土)	竹細工教室	10:00～
19日(日)	バルーンアート教室	10:00～
25日(土)	科学工作教室	14:00～
26日(日)	子供映画会	10:00～

4月の予定

生きがいを見つけるチャンスです！

中地区公民館定例利用グループに、 あなたも参加してみませんか



中地区公民館では、茶道・着付け・民謡・詩吟・謡曲・ヨガ・健康体操・フラダンス・手芸・おりがみ・陶芸など、40程の団体が、活発に楽しく活動されています。

やってみたいと思えるグループがきっと見つかると思います。ぜひ参加し、生きがいをみつけませんか。

どの団体もあなたの参加を待っています。

問合せ：中地区公民館 ☎53-1376



入学おめでとう

入学式の日程

4月7日(火) 市内中学校
4月8日(水) 市内小学校



ここに記載した各種イベントの日程等は、やむを得ない事情により変更されることがありますので、市ホームページ等でお確かめの上、お出かけください。

手洗い・咳エチケットで新型コロナウイルス感染の拡大を防ぎましょう。

インフルエンザ予防と同様に

- ① 流水と石鹸による手洗いを頻回に行いましょう。特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目などに触る前には手洗いを徹底しましょう。
- ② 咳やくしゃみをする場合には口と鼻をティッシュやハンカチで覆いましょう。



やめよう！ 携帯やスマホを操作しながらの自動車運転

携帯やスマホを操作しながら運転する人が、まだまだ多く見られます。ながら運転がなかなか減らないため、さらなる厳罰化がなされました。

昨年12月から、改正施行された道路交通法では、運転中にスマホを手にとって操作しただけでも、以前の約3倍の違反点数(1点→3点)と反則金(普通車で6000円→18000円)となりました。

携帯電話にふと目をやり、再び前を見るまでの約2秒。この間に、時速30キロで走っている車でも16.7メートルも進んでいます。この間に子どもが飛び出して来たら、...

悲しい事故を起こさないために絶対にながら運転はやめましょう！！



愛の声かけ・巡回活動 ありがとうございます

地区名	集合場所	時刻	日程1	日程2
西大村	西大村小学校	19:30	4月2日(木)	4月16日(木)
中央	中地区公民館	19:30	4月9日(木)	4月24日(金)
放虎原	放虎原小学校	19:00	4月9日(木)	4月23日(木)
三城	市民交流プラザ	17:00/19:00	4月11日(土)	4月25日(土)

4月の
補導巡視



発行：社会教育課
電話 54-3161
(市コミセン内)